岡山労働基準弘報

11
令和６年11月15日　発行
第78巻　第11号
岡山市北区桑田町１５番２８号
一般社団法人岡山県労働基準協会
編集兼発行人　（電話（086）225−3571）
岡　田　康　浩
1部 50円　1年 600円
（購読料は会費に含む）
ホームページ https://www.olsa.or.jp

三室峡（新見市）（写真提供：公益社団法人岡山県観光連盟）

目　次　Nov. 2024

行政の動き
11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です…… 2
長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請について …… 3
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です …… 8

協会より
外国人労働者安全衛生管理セミナー開催のお知らせ…… 4
労働安全衛生法に基づく免許試験の受験申請はオンラインで!…… 5
安全衛生相談のご利用ください …… 6
中小企業無災害記録証が授与されました …… 7
化学物質の自立的管理無料訪問サービスのご案内 …… 8
令和6年度年末年始無災害運動 …… 9

悠々自適 …… 6
労働災害－統計－ …… 10

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

～労働保険の加入手続きはおすみですか～

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組みを!

岡山労働局長からの要請

岡山労働局長から長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請がなされました。

会員事業場におかれましては、要請の趣旨を踏まえ、より良い働き方の推進に向けた環境を整備いただく、取引会社に関し発注者、荷主として必要な配慮をいただくなどの取組みをお願いいたします。

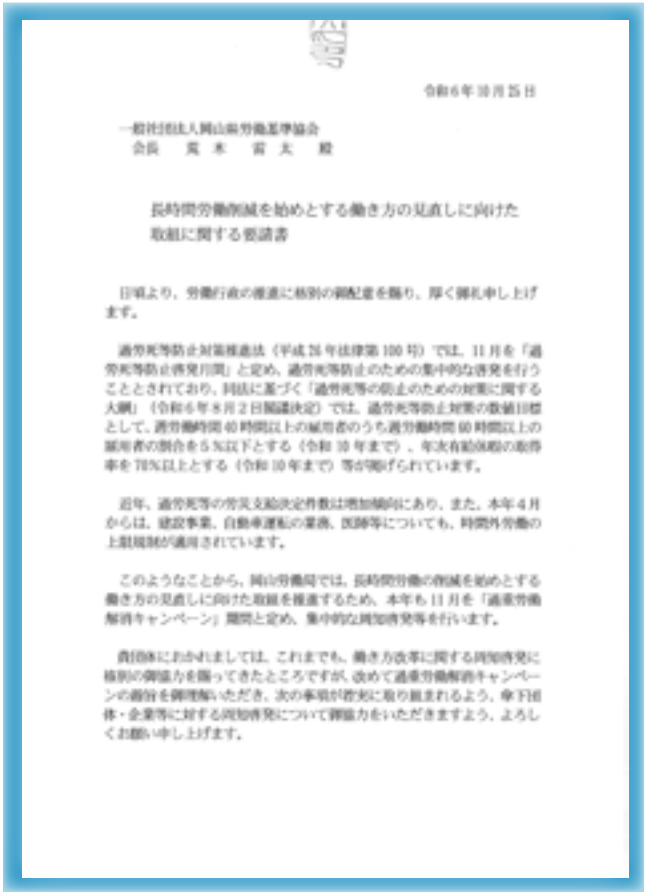

令和6年10月25日

一般社団法人岡山県労働基準協会
会長　荒木　富太　殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた
取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5％以下とする（令和10年まで）、年次有給休暇の取得率を70％以上とする（令和10年まで）等が掲げられています。

近年、過労死等の労災支給決定件数は増加傾向にあり、また、本年4月からは、建設事業、自動車運転の業務、医師等についても、時間外労働の上限規制が適用されています。

このようなことから、岡山労働局では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、本年も11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行います。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が貴会に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

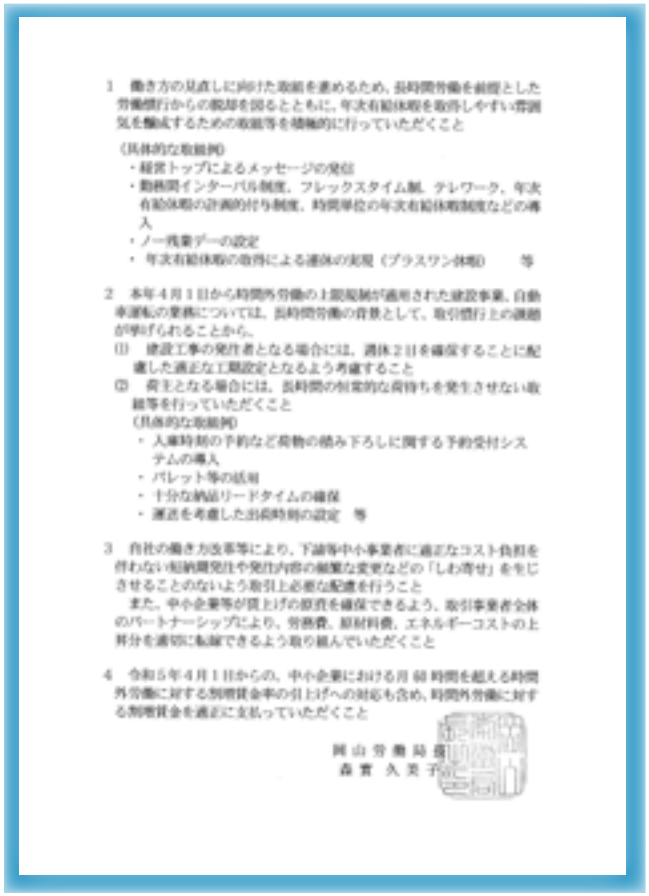

1　働き方の見直しに向けた取組を進めるため、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

（具体的な取組例）
・経営トップによるメッセージの発信
・勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入
・ノー残業デーの設定
・年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）　等

2　本年4月1日から時間外労働の上限規制が適用された建設事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、
(1)　建設工事の発注者となる場合には、週休2日を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること
(2)　荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと
（具体的な取組例）
・入庫時刻の予約など荷物の積み下ろしに関する予約受付システムの導入
・パレット等の活用
・十分な納品リードタイムの確保
・運送を考慮した出荷時刻の設定　等

3　自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと
また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4　令和5年4月1日からの、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

岡山労働局長
森實　久美子

健康管理は、労働衛生センターで！

労働衛生センターは、一般社団法人岡山県労働基準協会の健康管理活動部門として事業場の方々の健康診断・作業環境測定・産業医・保健指導活動等のサービスを行っています。
公益社団法人全国労働衛生団体連合会の総合精度管理事業へ参加し、A判定をもらい信頼できる確かな健康診断・作業環境測定を提供させていただきます。
健康診断は、検診車で訪問させていただく巡回健診と当センターで受診していただく来館健診がございます。来館健診の日程は、ホームページをご覧ください。

一般社団法人岡山県労働基準協会　労働衛生センター
TEL(086)281-4500　岡山市南区山田2315-4（岡山県安全衛生会館内）
岡山　労働衛生センター　検索

厚生労働省委託事業
外国人労働者安全衛生管理セミナー 開催のお知らせ

参加無料

開催日時　令和７年２月27日　14：00～16：00

開催場所　岡山県労働基準協会3階会議室（岡山市北区桑田町１５－１８）

外国人労働者は年々増加しており、これに伴い外国人労働者が被災する労働災害も増加しております。

外国人労働者の労働災害には、日本語の理解が不十分であることやこれに伴うコミュニケーション不足により、職場の危険の伝達・理解が不足しているなどの特性があります。

厚生労働省からの委託を受けて開催します本セミナーでは、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育の実施などの**外国人労働者の安全衛生管理のポイント**について解説します。

外国人労働者を雇用される事業場にとりましては、岡山県内で無料参加できます絶好の機会となりますので、セミナーへのご参加をお待ちしております。

プログラム

① コミュニケーションのカギは**「やさしい日本語」**
② 視覚的な表現方法による**「安全表示」**
③ 安全衛生活動（KYT、５S）等に参加させるときの留意点
④ 外国人の健康診断に当たっての注意点　　ほか

申込方法

次のウエブサイトでお申し込みください。

https://www.toukiren.or.jp/seminar_33.html

お問合せ先　公益社団法人東京労働基準連合会　TEL03－6380－8305

Metaltech
株式会社メタルテック
岡山事業所
〒704-8126 岡山市東区西大寺浜910
Tel.(086)943-2934　Fax.(086)943-4787

SAKAMOTO
坂本産業株式会社
代表取締役　坂本修三
〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1
TEL(0865)65－0311㈹
FAX(0865)65－0460

三井造船特機エンジニアリング株式会社
マリン・メンテ事業部
取締役事業部長　三島利文
〒706-8651
岡山県玉野市玉3丁目1番1号
TEL.0863-23-2677　FAX.0863-23-2612

弁護士法人
太陽綜合法律事務所
TAIYO SOGO LAW FIRM P.C.
岡山県労働基準協会顧問弁護士　（岡山弁護士会所属）
代表弁護士　近藤　弦之介　代表弁護士　藤原　健補
〒700-0901
岡山市北区本町６番36号第一セントラルビル２階
TEL(086)224-8338㈹　FAX(086)224-7555

税理士
武田育男（たけだやすお）
〒700-0983　岡山市北区東島田町1丁目2番5号
TEL：086-231-1227

NAKASHIMA
We Go Beyond
ナカシマプロペラ株式会社
本社／〒７０９－０６２５
岡山市東区上道北方６８８－１
ＴＥＬ（０８６）２７９－５１１１
ＦＡＸ（０８６）２７９－３１０７

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

受験申請はオンラインで!

安全衛生免許・資格試験申請システムがアシストします!

受験申請はこちらから

労働安全衛生法に基づく免許試験

- 特級ボイラー技士
- 一級ボイラー技士
- 二級ボイラー技士
- 特別ボイラー溶接士
- 普通ボイラー溶接士
- ボイラー整備士
- クレーン・デリック運転士
- 移動式クレーン運転士
- 揚貨装置運転士
- 発破技士
- ガス溶接作業主任者
- 林業架線作業主任者
- 第一種衛生管理者
- 第二種衛生管理者
- 高圧室内作業主任者
- エックス線作業主任者
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- 潜水士

メリット❶

受験申請書の取り寄せ不要

メリット❷
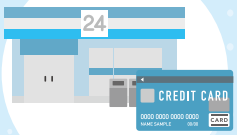

コンビニ払いやクレジットカードで支払い可能

メリット❸

申請の振込手数料不要

メリット❹

顔写真はアップロードでOK

メリット❺

マイページで領収書をダウンロード

悠々自適

笠岡労働基準
監督署長
妹尾　直紀

「運と縁」

この４月より笠岡労働基準監督署長を務めております、妹尾と申します。

突然ですが、私は「両手ますかけ線」の持ち主です。

「ますかけ線」とは、上のイラストのように、知能線と感情線がつながって１本の線に見える手相のことで、たいへん運がいい手相とされているようです。「天下取りの手相」とも呼ばれており、豊臣秀吉や徳川家康などがますかけ線の持ち主であった記録が残っていることから、このように呼ばれるようになった、というのが有力な説だそうです。私は両手にこの「ますかけ線」があります。

これは凄いぞ！と思い、いろいろ調べてみると、実は日本人の100人から1,000人に１人にはこの手相があるようです。

日本の人口が１億２千万人なので、100人に１人だと日本だけでも120万人ですか…けっこういますね（笑）

もちろん私は、増え続ける体脂肪と減り続ける頭髪に悩む、ごく普通の初老男性であり、宝くじに当選したこともなければ、天下を取ったこともありません。肋骨が折れたり、大病を患い入院したことはあります。それでも、運はいいなと思っています。これまで、いい出会いに恵まれてきたからです。

仕事の楽しさ、難しさを教えてくれた上司に出会えたこと。週末には飲みに行ったり、休日にはバーベキューをしたり、毎週のようにゴルフの練習をする同僚に出会えたこと。何より、最愛のパートナーと出会って、毎日楽しく生活できていること。本当に運がいいなと思っています。（決してお小遣いの増額を狙っているわけではありません。）

私の運がいい自慢はさておき、労働安全衛生の分野においては、運の良し悪しは通じません。労働災害には必ず原因があり、事前の対策により防ぐことができるものだからです。特に近年は、転倒災害や腰痛などの行動災害が増え続けており、全国的な課題となっていることから、職場環境を見直し、考えられるリスクに対策をとっていくことがとても重要です。

皆様、日々忙しくされていると思いますが、足元にはくれぐれもご注意を！

みんなで 安全職場

安全衛生相談のご利用を！

一般社団法人岡山県労働基準協会

岡山県下の労働災害が増加しています。労働災害を防止するためや労働者の健康確保を行うために事業者に対して、労働安全衛生法では種々の定めがなされています。

- ○安全管理者・衛生管理者等の選任は必要か？
- ○労働安全衛生法では、どのような業務に資格が必要なのか？
- ○安全衛生教育をどうすればよいのか？
- ○定期自主検査は、どのような機械設備について義務付けられているのか？
- ○化学物質に対する労働安全衛生法上の義務がどうなっているのか？
- ○労働基準監督署へ提出書類の書き方は？
- ○長時間労働による健康障害の防止は？

など、職場の安全と健康に関する疑問・質問・悩みをお持ちの方が多くおられると思います。これらの相談をお受けします。

お気軽にご利用ください。

相談窓口　毎週火曜日と木曜日10時から16時（12時から13時を除く）　**電話（086）225−4538**

（この相談事業は、岡山県労働基準協会が中央労働災害防止協会の委託を受けて行っているものです。）

中小企業無災害記録証が授与されました!!

中国精油株式会社 水島工場（倉敷市玉島乙島8252−8）

同社では、令和３年１月９日から無災害を継続し、令和６年４月１日に記録（**第二種・進歩賞・1,200日**）を見事達成し、令和６年８月に中小企業無災害記録証を申請されました。このたび、９月１日付けでその交付が決定し、令和６年10月18日、岡山県労働基準協会において記録証の伝達式が行われました。

伝達式では、門前 雅之 工場長及び家守 孝志 グループリーダーに記録証と記念品が手渡されました。

申請事業場の業種は化学工業、次回の「第三種・銅賞・1,800日」も達成されますことを祈念いたします。

家守グループリーダー（左）と門前工場長（右）

◆代表者からのメッセージ

この度は無災害記録証（1,200日　第二種進歩賞）を授与頂き、有難う御座いました。

日本が2050年のカーボンニュートラルを宣言したことを受け、弊社は『ケミカルソリューションで世界を変える』という新たな将来ビジョンを設定しました。水島工場では従来のOEM生産、受託精製事業に加え、廃油中の有効成分を高純度、高回収率で回収しお客様のプロセスへ戻すサーキュラーエコノミーの推進、CO2排出量の見える化、CO2削減目標の設定、目標達成に向けて段階的に取組んでおります。

我々が取り扱う廃油は混合物であることが多く、リスクアセスメントが非常に難しくなるケースがあります。Create Simple活用の他、ＤＳＣ（示差走査熱量計）を用いて原料サンプルを毎分10℃ずつ昇温し、何度の時点で発熱ピークがあるか？また吸熱ピークがあるか？ピークの大きさを確認して精製時の加熱温度上限を設定する対策を採っています。これらのアセスメント結果を元に各種官庁申請、オペレーターへの教育が完了していることを毎月開催している安全性評価委員会で確認、承認後に実プラントで製造に取り掛かるという仕組みです。これらの安全活動を通じて従業員の安全に対する考え方を共通にし、働く皆が安全に就業出来る職場づくりを推進しております。製造現場へのDX技術の導入は、岡山県の補助金、補助事業を活用して今年度から本格的に取り組み始めており、危険作業、個人差、属人化の排除、先輩社員からの技術伝承に活用して行く予定です。

中国精油株式会社 水島工場　工場長　門前　雅之

中小企業無災害記録証授与制度　申請のご案内

中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

表彰の対象となる事業場は次の要件をいずれも満たしている事業場です。

○中小企業（資本の額又は出資の額の総額が１億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業）に属する事業場
○労働者が10人以上100人未満の事業場

■中小企業無災害記録証授与制度申請のながれ

≪申請書及び制度のお問い合わせ≫

・中央労働災害防止協会ホームページ　無災害記録証　検索
・岡山県労働基準協会　TEL０８６−２２５−３５７１

STOP! しわ寄せ

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！　適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、毎年11月を**「しわ寄せ」防止キャンペーン月間**と位置付け、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、以下の**「しわ寄せ」防止特設サイト**をご覧ください。

「しわ寄せ」防止特設サイトURL

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

お問合せ先　岡山労働局雇用環境・均等室　TEL 086−225−2017

化学物質の自律的管理無料訪問サービスのご案内

新たな化学物質規制が2024年4月全面施行されましたが、化学物質の自律的管理への対応は大丈夫ですか？

岡山産業保健総合支援センターでは、専門家を事業場に派遣し、新たな規制に適切に対応するための支援を行っています。

無料

以下のようなことでお困りの際はご相談ください。

- □ 現場を見て、具体的なアドバイスをもらいたい。
- □ “化学物質の自律的管理”ってどういうこと？
- □ まず何から取り組むべき？
- □ ラベル・SDSの見方がわからない。
- □ 化学物質のリスクアセスメントはどうすればいい？
- □ どの保護具を選べばいい？

お問合せ先（申込はQRコードで）

岡山産業保健総合支援センター　電話086-212-1222

令和6年度年末年始無災害運動

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で54回目を迎えます。

本年度の年末年始無災害運動は、

『今年もやります！　基本作業の徹底　年末年始も無災害』

を標語として令和６年12月１日から令和７年１月15日までの間、展開することとなりました。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意喚起、労働者の健康状態の確認など、職場の総点検に全員で取り組むことが一層重要となります。皆で力を合わせて無事に締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思い新たに無災害を目指して取組みましょう。

事業場の実施事項

（１）経営トップによる安全衛生方針の決意表明
（２）安全衛生パトロールの実施
（３）機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
（４）年末時期の大掃除等を契機とした５Ｓの徹底、掲示や旗の揚げ替え
（５）年末時期の作業再開時の安全確認の徹底
（６）年末年始無災害運動用のポスター、のぼり等の掲示
（７）ＫＹ（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
（８）安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
（９）化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
（10）転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛安全対策の徹底
（11）火気の点検、確認などの火器管理の徹底
（12）交通労働災害防止対策の推進
（13）過重労働をしない・させない職場環境づくり
（14）高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
（15）感染症拡大防止対策の徹底
（16）職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
（17）自然災害等に伴う復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進
（18）安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

主唱者：中央労働災害防止協会　　後援：厚生労働省

年末年始ポスターなど各種用品を取り扱っています。
お申込みは協会各支部へお早めに。

昭和二十六年十一月八日　第三種郵便物認可
令和六年十一月十五日（毎月一回十五日発行）
（第第十七一八号巻）

令和６年死亡災害発生状況

岡山労働局（令和6年9月末現在）

番号	業　種	災害発生月	発生時間帯	事故の型	起因物	災　害　発　生　状　況	備考
7	医療保健業	令和6年9月	13時台	転倒	その他の仮設物、建築物、構築物等	作業員が昼休憩後、集合時間に帰ってこないので、捜したところ、駐車場に倒れているところを発見。駐車場の車止めに躓いて転倒し、頭部を打撲したと思われる。	
8	食料品製造業	令和6年9月	14時台	墜落、転落	階段、桟橋	被災者は、工場2階から1階に下りて行ったが、その後、1階と地下1階の間の階段踊り場に倒れているのを発見された。階段途中で転落したものと推定される。	
9	新聞販売業	令和6年9月	3時台	交通事故	乗用車、バス、バイク	新聞配達に125ccのバイクで従事していた。市道脇の法面下（2.2m）に転落し、バイクの下敷きになっていたのを発見されたもの。	

（注）令和６年１月１日から令和６年９月末日までに発生した労働災害で、令和６年９月末日までに労働基準監督署に報告のあったもの。

2024年（令和６年）労働災害発生状況

死亡災害

9月末現在（速報値）
（　）内は前年同月比増減数

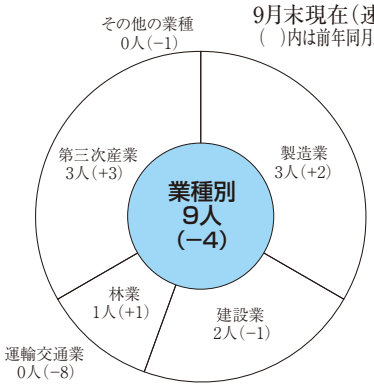

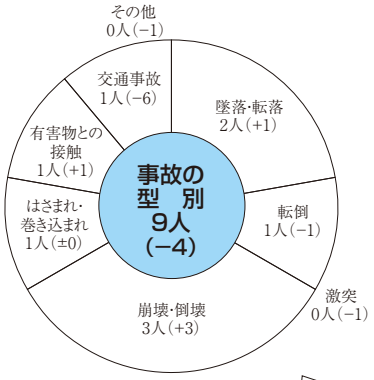

死傷災害

（休業4日以上の死傷災害）

9月末現在（速報値）
（　）内は前年同月比増減数

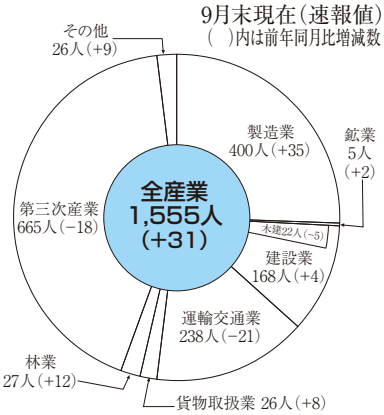

休業4日以上
（速報値）

2024年９月分 新型コロナウイルス感染症り患による労働災害発生状況

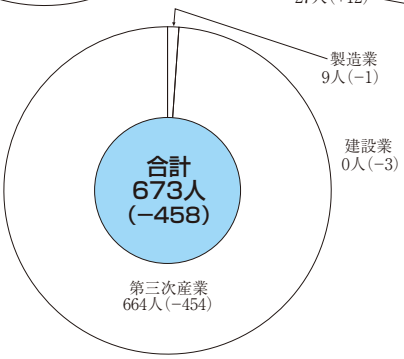

労働安全衛生関係 免許試験日程

2024年12月から2025年2月までの間に当センターで実施する学科試験の日程は、右記のとおりです。

また、受験資格等については、

中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955　広島県福山市新涯町2-29-36

☎084-954-4661に照会して下さい。

インターネットアドレス

https://www.chushi.exam.or.jp/

試験の種類 ★には、更に実技試験があります。		2024年 12月	2025年 1月	2025年 2月
特級ボイラー技士				
一級ボイラー技士			23	
二級ボイラー技士		11	10	4
★特別ボイラー溶接士			24	
★普通ボイラー溶接士			24	
ボイラー整備士				19
★クレーン・デリック運転士	限定なし	3	21	27
	クレーン限定	3	21	27
	床上運転式限定			
	限定免許解除試験			
★移動式クレーン運転士			17	
★揚貨装置運転士				
発破技士		5		
ガス溶接作業主任者		5		
林業架線作業主任者				
第一種衛生管理者		4・18	14	6・18
第二種衛生管理者		4・18	14	6・18
高圧室内作業主任者				
エックス線作業主任者			31	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者				
潜水士				12

回　覧	氏名													